

令和8年産山口県産農産物銘柄設定等意見聴取会議事録

第1 開催日時：令和7年12月15日（月曜日）16時00分～16時30分

第2 開催場所：WE B会議

第3 出席者

（行政機関）

山口県農林水産部農業推進課 技師 岸根 悠愛

（登録検査機関）

三笠産業株式会社 AR事業部 販売促進課 次長 久角 泰也

（中国四国農政局）

生産部生産振興課 上席農政業務管理官 西田 幸弘

生産部生産振興課 農産物検査係 係長 荒尾 健一

第4 議題

1. 開会（農政局）

定刻となりましたので、只今から令和8年産山口県産農産物銘柄設定等意見聴取会議を開催致します。本日は、ご多忙の中ご参集頂きましてありがとうございます。

2. あいさつ（農政局）

省略

3. 事務連絡（農政局）

省略

4. 銘柄設定（廃止）の申請内容の説明

「みつひかり」廃止の申請

（農政局）申請者は三井化学クロップ＆ライフソリューション株式会社からの申請となっていますが、申請者の出席はございませんので代わりまして事務局から説明をさせて頂きます。

資料No.3の申請書をご覧ください。

今回の産地品種銘柄「みつひかり」の銘柄の廃止については、「みつひかり」の育成者であり、種子の生産及び販売元である三井化学クロップ＆ライフソリューション株式会社代表取締役社長 垣元氏からの申請です。

申請理由ですが、同社は、2025年度「みつひかり」の種子生産は実施しておらず、種子販売は、2025年3月末をもって終了しています。販売の終了についてもその旨、関係者へ説明済みであるとのことから申請されたところです。

なお、「みつひかり」はF1（一代雑種）品種のため種子の供給がなければ、自家採種し

たものを播種しても、次世代は同じ品質を維持できないということです。

続きまして生産状況です。先ほども言いましたが、令和2年を最後に、令和3年以降、山口県での検査実績はありません。申請書の表にもありますように、2023年、2024年、2025年について作付け面積も、検査実績もないというような状況になっております。

そういうことで、先ほども資料No.2で説明しました廃止の要件「前年産、前々年産の検査実績が10t未満のもの」ということで、要件に該当するということあります。

なお、この「みつひかり」の廃止につきましては、三井化学の方から、銘柄設定を行っています全国19県、すべての県において同様の廃止申請がされているということあります。

5. 意見聴取

(農政局) 意見聴取に入る前に、補足説明をさせていただきます。

今回の意見聴取に先立ち、中国四国農政局HPへの掲載等により、申請のありました「みつひかり」の銘柄廃止について意見募集を行いましたところ、1件の意見の提出がありました。意見の内容は「山口県で銘柄申請を行った者です。種子生産もしてきましたが、優良品種の(みつひかり)ですのでは是非とも残したいです。三井化学さんには第三者への継承、譲渡をお願いしたいです。」以上、ご報告します。

それでは、「みつひかり」の廃止申請に対しましてご意見等あるでしょうか。

(農政局) ご意見も出ないようなので私の方からお聞きします。

三笠産業様へ三井化学から種子の販売中止について、あいさつに来られたと伺ったのですが、いつ頃まで種子の取扱いを行っていたのでしょうか。

(登録検査機関) 先月、三井化学さんが来られて、種子の販売について弊社と契約を結んでいたんですけども、その契約を解除するということで、三井化学さんが来られました。

実際、弊社も種子の販売はしてないです。いつ頃から販売をしていないかは調べれば出てくるのですが、ここ何年も販売はしていない状態だったかなとは思います。

(農政局) 令和2年までは検査実績があるので、三笠産業様が種子を販売して、検査を行っていたということですか。

(登録検査機関) そうですね。前もって調べとけばよかったです。

販売については、販売データを見れば出てくるのですが、弊社での検査ということになると、やはり農家へ販売して検査をしていたと思います。

(農政局) 山口県で登録検査機関として「みつひかり」を選択銘柄にしているのは三笠産業様だけなので、種子販売の契約を解除して、種子の取り扱いがなくなれば、検査もなくなる。また銘柄の設定も必要なくなってくるのかなとは思いますけども。

県の方でも「みつひかり」の銘柄廃止について何か問題はありますか。

(行政機関) 特に問題ないと思っております。

7. まとめ (農政局)

「みつひかり」の銘柄廃止についてご意見を頂いたところです。

皆様の意見として廃止に関して問題はないというご意見がありました。

また、廃止の要件についても、山口県においては令和2年以降検査実績もないということになりますので、廃止の要件を満たしているということになりますので、「廃止」の方向で整理をさせて頂きたいと思います。

後日、頂きましたご意見を基に議事録を作成し、申請書とともに農林水産省農産局長へ報告させていただきます。

8. 閉会

この他に皆様方から特段のご発言がなければ、以上を持ちまして「みつひかり」の銘柄廃止に係る意見聴取会を閉会とします。

本日は、お忙しいところご参加いただき誠にありがとうございました。